

それでは、まず木村参考人にお願いいたしま
す。

○木村参考人 木村花の母、そしてNPO法人Remember HANAの代表の木村響子と申します。本日はよろしくお願ひします。

花の誕生日に立ち上げたNPO法人なんですがけれども、SNSの誹謗中傷を終わらせていく活動を、様々な活動をしております。では、花が亡くなつたときのお話をさせていただきたいと思います。

なんにひどい言葉を投げかけた人たちを罪に問うることはできないんですかと聞きました。そのとき、警察の方に言われたのが、問えない、問うことができたとしても、それは侮辱罪という、もう本当にすごく軽い罪なので意味がないというようなことを言われました。

その日のお昼過ぎから花のことがニュースになつて、次の日に、また朝、警察の方からお電話が来まして、捜査することになつたので、花さんがが誹謗中傷されたという証拠を集めさせて、自分で裁判をして探し出さなければ被害届を提出することができないという現状があります。

私は亡くなられた次の日花がまた花の亡きがらがお布団で寝ている横ですつと、本当に何もすつと証拠に収めていたんですけども、心を無にしてその作業をずっとやつたつもりでしたが、ダメージは本当に大きくて、その後、字が読めなくなってしまったり、字は読めるんですけども意味がなかなか分からなくなつてしまつたり、いまだにちょっと、体調が悪くなると、字が読みづらくなる、文を理解するのに時間がかかるといつた、いまだにそのダメージとともに生きておりま

その頃、では、加害者は何をしたかといいますと、自分たちのしたツイートやアカウントを削除して、皆さんお逃げになられました。そのほかにも、亡くなつた後にまで、木村花さん、死んでおめでとうと言つたり、地獄に落ちると言つてくる人がいたり、本当に、亡くなつた後でさえ花の尊厳は踏みにじられ、私や花に対する誹謗中傷や、私が今じてゐる活動に対しても、娘の名前を使ってお金もうけをしているなどと誹謗中傷をずっと受けてしまいました。

泣き寝入りすることなく、現在、今、二十件近くの裁判を進院中なんですねけれども、もうすぐ二

のような形で傷つけられて、それでやつとの申立てを起訴して、加害者の方は九千円を払って、本当に短い形式だけの謝罪文が送られてきて。加害者は指一つで人を傷つけて心をえぐっているにかわらず、被害を受けた人は普通の生活暮らすことができなくなります。本当に、誹謗中傷、数日受けたけで簡単に心が壊されてしまします。余りにちがうでござりません。

いです。なぜ私が、早く、迅速に、時間にこだわるかといいますと、SNSの誹謗中傷、本当に数日で簡単に人の心は壊れます。人の心を壊すのは簡単ですけれども、その心を修復するのにどれだけの時間がかかるでしょうか。一生かかっても治らない傷を抱えたまま生きている人もたくさんいると思います。

そして、人が一人、花が一人いなくなつたことで、なくしたものは花だけじゃありません。花と一緒に楽しく過ごすはずだった時間をみんなが奪いつれ、花が世界で活躍する姿を見るというつながり。

今日は、交通事故で、暴走事故で大切な御家族を亡くされた松永さんと一緒にこの場所に来ました。大事な人を失って、何とか少しでも何かを変えていきたいと思って声を上げた人たちが、声を上げたことによって誹謗中傷され、私たちは尊厳を踏みにじられて言論の自由を奪われています。花や私、松永さん、被害を受けたたくさんの人たちが踏みにじられてきた尊嚴を、どうか法律で守つていただきたいと思っています。

私たち、チエンジさんという署名サイトで、厳罰化に対する賛同者の署名を集めています。この署名が、今、六万三千五百人の方が賛同してくれています。

そして、厳罰化は、これで終わりということではなくて、これを始まりとして、細やかな法整備を、どうか迅速に超党派でしていただきたいと思つております。言葉狩りや言論封じに悪用されないように、適用に注意をしていただきたいです。何よりも、被害者の救済のための厳罰化であつてほしいと思います。

また、時効が延びることによつて警察の捜査が遅れることには大変大きな懸念を感じております。是非、迅速な捜査をしていただき、一日でも早く被害者が救済できるようにしていただきたい

次に、只木参考人にお願いいたします。
○只木参考人　皆さん、おはようございます。ただいま御紹介いただきました中央大学の只木と申します。

本委員会で意見陳述を行う機会を与えていただきまして、大変光栄に存じます。

私は、法務省大臣官房や矯正局等の主催の委員会や研究会において委員として参加し、近時ではPFI手法による刑事施設の運営業務の在り方に関する有識者会議や、安全安心なまちづくり関係功労者表彰に関わってまいりました。そのような経験を踏まえて若干の意見を申し上げたいと

まず、我が国の再犯に関する現状を見てみたいと思います。

昨年の犯罪白書によれば、刑務所を出所後、二年以内に再び罪を犯して入所した者の再入率は一五・七%であり、二〇一二年までに一六%以下に減少させることを目指した政府目標は達成された

ことになります。もつとも、保護観察がつかない満期釈放者については、出所後の支援が届きにくい面もあることから、その再入率は二三・三%と、仮釈放者のそれと比較して二倍以上と高く、再犯防止対策の強化が課題となつております。また、入所人員に占める再入者の比率、いわゆる再入者率は五八%と高止まりしており、他方で、再入者においては無職者の割合が高く、また、職業訓練を受けた者の再入率が低いことは一般に知られているところであります。

今回の改正案が議論された背景には、このような現状や課題についての認識が存していたものと思われます。

今回の刑法等の一部を改正する法律案の概要について確認しておきたいと思います。

今回の法律案においては、現行の懲役刑を廃し、拘禁刑を創設することが示されました。が、併せて、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰という目的の下、施設内、社会内処遇の一層の充実を図るための所要の規定の整備も予定されています。

受刑者に対する社会復帰支援の質質、環境の調査における鑑別の活用、被害者等の心情等を踏まえた処遇、刑執行終了者等に対する支援、援助などがこれで

拘禁刑の導入に伴つては、刑事収容施設法においても、拘禁刑の執行を受ける受刑者には、個々の特性、必要性に応じた作業を課し、改善指導や教科指導を行うこととし、また、矯正処遇の一環として、被害者等が希望する場合には、被害者等から聴取した心情等を受刑者に伝達する制度を設けたことなどが新たに盛り込まれました。後者については、自らの犯罪、非行に対する反省や悔悟の情を深めさせるため、また、改善更生

一方、勤労意欲を高め、規律ある就業態度を養い、職業上重要な知識及び技能の習得を目的とした作業活動、犯罪の責任の自覚と規範意識の涵養や健全な社会人たるに必要な能力の獲得を目的とした改善指導、社会生活の基礎となる知識の習得等を目的とした教科指導については、いずれも、受刑者の改善更生及び出所後における再犯防止という観點から重要な処遇方法であるところ、学力の不足が顕著である、あるいは高齢で福祉的な支援が必要である、あるいは薬物等への依存が見えたる等々、受刑者が抱える問題は多様であり、その特性に応じたバランスのよい処遇が鍵となります。

そのため 作業に代えて指導に重点を置くなど
の対応も同時に必要となつてくるのであり、その
意味から、直一列の事 へは不適性を含めて、こ

意図からも、單一形の導入は必要性に合致しないため、このままでは、到底手を打つことができない、との意見がございました。

場合には、その実施を専ら受刑者の意思に委ねることとすることは適当ではないと考えられることから、受刑者の遵守事項として、正当な理由なくこれを拒否してはならない旨、定められるに至っています。

また、以上のような拘禁刑受刑者に対する改善、矯正について適正な判断を担保するために行われる処遇調査に当たつては、専門的な知識に甘づいた科学的調査を行う少年鑑別所の鑑別機能の活用、導入が考えられております。

さらに、刑の執行終了者等の出所後の生活環境の整備や生活資金の安定的な確保が立ち行かない場合の更生緊急保護等、その後の切れ目のない匡助なども視野に入れたものとなつております。

今回の改正で取り上げられることとなつた自己刑の单一化の議論については、少年法適用対象年齢の十八歳未満への引下げや若年受刑者の処遇在り方に関する検討を契機として、近時、新たに注目されるようになつていましたが、そもそも一化の流れは、理論的にも実務的にも必然性

現行刑法では、かつては、禁錮刑は非破廉恥犯に對して科されるものとして説明されてきました。しかし、現在では、犯罪を破廉恥罪と非破恥罪とに區別することに合理性はないと考えられています。すなわち、禁錮の主たる対象犯罪は治犯や過失犯であるところ、両者を同列に扱うのはおかしいとか、あるいは、刑務作業は破廉恥罪対して苦痛ないし恥として科されるものだとすれば、労働を軽視する考え方には親和的であるか、そして、禁錮受刑者の八割強が請願作業にしているという現状では懲役と禁錮の間の差異を事実上存在しないなどの理由からです。また、禁錮刑は非破廉恥犯に對して科されるものとして説明されてきました。しかし、現在では、犯罪を破廉恥罪と非破恥罪とに區別することに合理性はないと考えられています。すなわち、禁錮の主たる対象犯罪は治犯や過失犯であるところ、両者を同列に扱うのはおかしいとか、あるいは、刑務作業は破廉恥罪対して苦痛ないし恥として科されるものだとすれば、労働を軽視する考え方には親和的である

錮刑の現状を見ますと、昨年の犯罪白書によれば、二〇二〇年度の入所受刑者のうち禁錮刑による三名、(五二・三・二)三名から、(一)二

〇、三%、五十三人にとどまっており、しかも難の程度が軽い過失犯の事例に限られていることも指摘されております。

の言渡しを受けた場合には、十六歳に達するまでの間、少年院においてその執行が可能となり、の場合、少年には矯正教育が施され、懲役、禁錮刑の内容とは切り離して、矯正施設における処遇

内容を定めることができるようになり、執行の手でも両者の区別は既になくなっているとされおりません。

また、刑収法においては、受刑者には矯正処理として作業と改善指導及び教科指導を行うことと定められており、受刑者にはそれを受講する義務があると解され、改善指導、教科指導については、懲役受刑者と禁錮受刑者とで取扱いを区別

以上のように、禁錮刑の受刑者に作業を課さないことの意味、そして、それとともに、禁錮刑を刑罰として維持する必要性も希薄化し、懲役刑、禁錮刑の区別それ自体もはや意義を見出せなくなっている現在、刑事施設においては、懲役には作業を課すとしていた点を改めることで、作業

以外の処遇に十分な時間を振り向けるといった遭遇の個別化や、作業と指導とをベストミックスした柔軟な処遇が可能になると思われます。

このような法律案の、とりわけ自由刑の单一化の評価という点に関して、受刑者の改善更生、社会復帰を目指す取組を見ていただきたいと思います。

出所後の受刑者の更生のための支援施設の具体的な取組の例として、民間と協働して受刑者処遇に当たる、PFI手法を活用した刑事施設の設置、運営があります。その目的、意義は、過剰収容対策、地域との共生、民間のノウハウの活用による人材の再生などであり、その結果、PFI刑務所では、二年以内の再入率が全国平均と比較し

で一〇%以上減少したとされております。この十五年間、実践経験を積み上げてきたPFI刑務所では、例えば、パソコンの基盤知識の習得等によじ、

では、例えば、ハンセンの基礎知識の習得など、雇用ニーズを踏まえた教科指導や、民間企業が職業訓練や刑務作業を通じて必要なスキルを受刑者に身につけさせる、優秀な者を派出所後に同企業等にて雇い入れるという取組など、画期的なプランについて、一針の毒矢を放つ。これが、

をもつて、人材の再生という点で成果を上げてきました。地域との共生の具現化という面からは、自治体、大学、PFI・刑務所が連携した生産活動がなされました。

され、また、大手通信企業とコラボしたネット販売に関する職業訓練など、時代の要請にも積極的に対応してきました。

このような、施設内にいながら社会とつながる作業の展開、地域の団体や人材と連携した、例えば、盲導犬パピー養成プログラム、受刑者と住民との文通プログラムなど、いずれも成功を収めていると評価することができます。

なるほど、今日では、刑事施設の過剰収容問題

も改善され、PFI刑務所も一定程度その役割を果たし終えたと考えられます。とはいっても、ここで培われた処遇技法については、これから拘禁刑の下で、より柔軟に活用できるようになり、施設外処遇、作業や職業訓練から直接雇用に結びつける取組などの民間のノウハウは、今後の刑事施設運営に生かされ、より発揮されることが期待できます。

そして近時、CSR企業の社会的責任やSDGsの観点から、高い公益性を伴ったビジネスを志向する企業が増え、また、ESG投資と呼ばれる、環境・社会・ガバナンスといった収益性以外の要素から企業活動を評価し、投資する動機とする考え方方が広まり、ソーシャルビジネスと位置づけて刑務所運営事業に協力する企業が増えていきます。企業が刑務所運営事業を公益的取組として捉え事業スキームを展開し、刑務所が再犯防止や地方創生といった社会と共有する価値を創出し、地域の課題に取り組む場として民間企業や社会に認知されていくことで、受刑者にあつては社会への貢献の意識の涵養が、社会にあつては受刑者への意識の変化と再犯防止につながる協力雇用主等の受皿の裾野の広がりが、それぞれ期待されるところです。

他方、そのような刑事施設における処遇の変化に対応し、受刑者の更生、社会復帰を支えようと

する市民や社会の動きにも注目されます。

政府は、犯罪に強い社会の実現に向けて、全・安心なまちづくりの日を設け、地域社会における防犯活動又は再犯の防止等に関する個人、団体の取組を広く普及させようとしていますが、これに応えるのは、就労、住居の確保のための取組、保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組、高齢者、障害のある者、薬物依存を有する者への支援等々に関わって、例えば、協力雇用の元受刑者への幅広い支援、NPOの法人による青少年の立ち直り支援、更生保護女性会による非行防止活動、各地のBBS活動、社会福祉協議会による孤立、困窮により罪を犯した者への福祉的

支援、保護司会による薬物依存者の回復プログラムの実施など、多様かつ広範囲で多岐にわたっております。

こうした民間支援の機運が高まっている今日、自由刑の单一化の下、作業と処遇が最適化されたプログラムを刑事施設が提供することには大きな意義があると思われます。

私の意見は以上でございます。御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○鈴木委員長　ありがとうございます。

次に、趙参考人にお願いいたします。

○趙参考人　弁護士の趙誠峰と申します。

今日は、このよな意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

私は、市井の弁護士として日々現場で活動をしております。それとともに、日弁連、日本弁護士連合会の嘱託弁護士としての活動もしておりますが、今日は、あくまでも私個人の意見として、今審議されているこの刑法の改正案、その中でも、侮辱罪の法定刑の引上げの問題と、あと、拘禁刑のことについて若干意見を述べさせていただきたいと思います。

まず最初に、インターネット上でいわれのない誹謗中傷によって、自ら命を絶たれた木村花さんに対して、この場をかりて哀悼の意を表します。

私は日頃、刑事案件の被疑者、被告人とされてる方の弁護活動をしています。刑事案件の被疑者、被告人とされている方もまた、インターネット上の誹謗中傷の的、ターゲットになりやすい方々です。そして、時にその矛先は、被疑者、被告人だけではなくて、彼らを弁護する我々弁護士、弁護人に向けても、その誹謗中傷の矛先が向きます。

私自身も、これまで何度も、世間を震撼させるような刑事案件であつたり、あるいは著名な刑事案件の弁護活動をする中で、私自身がインターネット上の誹謗中傷の的とされた経験がありまます。さらに、私自身が在日コリアンという自分があるということも相まって、更にそのようなイン

インターネツト上の誹謗中傷というのは激しくなることもあります。そういう意味で、インターネツト上の誹謗中傷の問題というのは、我々弁護士にとつても決して他人事ではありません。

そして、この問題について今の法制度が十分に対処できているかと言われば、全くそうは思いません。本来もつときつちり处罚されるべき行為が处罚されていないという現状はあると思います。

しかし、それでも私は、今回の侮辱罪の法定刑を引き上げという政府が出しているこの法案については賛成できません。その理由は、端的に申しますと、この民主主義社会において最も重要な権利である表現の自由、これを損ねる危険が大きい、とても危険な法案だからです。

今回の政府案の問題点につきましては、立憲民主党などが提出されている対案、あるいは、本会議での趣旨説明を拝見しましたけれども、その中で極めて的確に指摘されていると思いますので、その内容を若干敷衍しながら、私の方からも述べたいと思います。

まず、政府案である、侮辱罪の法定刑を引き上げる、のことによってインターネツト上の誹謗中傷問題に対処しようという、このことは決して昨今問題となっている本来处罚の対象とされるべき行為に対して適切に处罚することができないんだということの指摘は、極めて正しい指摘です。

今問題となっているインターネツト上の誹謗中傷の行為というのは、様々な態様でなされます。もちろん、中には、誰もがアクセスできるようないネイターネツト上の公開された空間、いわば公然となざるもの、そういうところで誹謗中傷が公然となざるものもあります。しかし、それだけではありません。例えば、SNS上におけるダイレクトメッセージであったりであるとか、あるいは、数人のクローズドな空間、SNS上のクローズドな空間における誹謗中傷というのも、深刻な問題であり、またこれは被害者の方の心を深く傷つけます。しかし、これらは決して公然となされ

るわけではありません。ですので、侮辱罪によつて处罚することができないものです。つまり、今問題となつてゐるインターネット上の誹謗中傷の問題というのは、公然性というのが法律の要件とされていて、しかも、人の外部的な名誉、これを守る法律だとされている侮辱罪による处罚にはなじまないものです。

この点につきまして、本会議における政府の答弁、法務大臣の答弁でも、クローズドな空間での誹謗中傷の問題に対してはどうするのかという質問に対しても、これは侮辱罪による处罚の対象とはならないなどと法務大臣も認めておられました。そして、それらの行為については、行政的な諸施策を推進する、このようなお答えがありましたけれども、この答弁は、まさに、今問題になつているインターネット上の誹謗中傷の問題に対して、侮辱罪という犯罪、この犯罪の法定刑を引き上げることによって対処することが決して的確なものではないということを端的に示していると思います。

一方で、侮辱罪の法定刑を引き上げ、そして懲役刑を設ける、このことによつて、法律上、侮辱による逮捕あるいは勾留というものが、これは容易にできるようになります。法律上の扱いが変わります。そのことによつて、公共の利害に関わる言動であるとか、あるいは政治家に対する言動であるとか、こういつた言動までもが处罚の対象になる危険がある、こういう指摘がなされているわけですから、これも極めて正しい指摘です。そして、表現の自由に与える危険が大きいといふことこそが、この場で今一番議論すべき問題ではないでしょうか。

この民主主義社会において、私たち市民は、様々な意見に接したり、あるいは政策に接したり、あるいはそういう批判の言動に接したり、そしてそういうものを報道で知つたりして、自らの意見を形成して、それを政治に反映することが可能になるわけです。その中には、時の政府に對して批判的な言動も当然含まれます。これらの表

現の自由が守られるということこそが、民主主義の社会を維持する上で最も重要なことです。だからこそ、表現の自由というものはほかの権利よりも優越される、優先されるというふうに言われるゆえんです。

そして、このことは、例えば最高裁判所の判断の中でも繰り返し言及されています。少し御紹介したいと思います。

意見ないし論評を表明する自由が民主主義社会に不可欠な表現の自由の根幹を構成するものである、そして、意見ないし論評については、その内容の正当性や合理性を特に問うことなく、それが人身攻撃に及ぶなどの意見ないし論評としての域を逸脱したものではない限りは不法行為にはならないんだ、こういう判断を示した、これは平成十六年ですけれども、最高裁の判例があります。

何が言いたいかといいますと、意見述べたり論評する、これは決して正しい意見だけが保護されるものではないということなんです。その中には、例えば、間違った論評であつたりとか、あるいは不合理な意見というのも、その意見を表明する自由が我々にはあるわけです。そして、そのような意見を表明する自由はこの社会にとって不可欠だということです。当然、その中には、時の政府を批判するような言動ももちろん含まれます。

一方で、表現の自由というのは、最も権力によつて傷つけられやすい権利だというふうにも言われます。今回、侮辱罪といいうものが審議に上がっているわけですけれども、これまでの歴史の中でも、侮辱罪、侮辱の名をかりた表現行為に対する制限、制約がなされてきました。これが、侮辱といいうものが法律で初めて出てきた、一番最初と言わっています。つまり、侮辱といいうのは、官吏、すなわち公務員、官僚に対する不敬行為だ

というふうに歴史的にされてきたわけです。

このような性質を持つ侮辱罪の法定刑を引き上げて、とりわけ懲役刑を設けるということは、逮えんです。

そして、このような表現行為に対する刑罰である侮辱罪の法定刑を引き上げる、とりわけ懲役刑を設けるということは、国際的な潮流にも反しています。このことについてもお話ししなければなりません。

国連自由権規約委員会は、二〇一一年に一般的な意見の中で、表現行為に対する刑罰についてこのように述べています。どのような場合でも、刑法の適用が容認されるのは最も重大な事件に限られなければならず、拘禁刑は決して適切な刑罰ではない、このような見解を明らかにしています。そして、諸外国においても、アメリカ、イギリス、フランスなどでは、名誉に対する罪について、罪を廃止し、あるいは法定刑から拘禁刑を削除する、こういった法改正が進んでいます。

ところが、今回の政府案は、この侮辱といいうわば表現行為に対する罪について新たに懲役刑を設けようとするものですので、これは明らかに国際的な潮流、流れに反するものです。

つまるところ、政府の提案である侮辱罪の法定刑を引き上げたとしても、今深刻な問題となつてゐるインターネット上の誹謗中傷の問題に対しては、正面からこのことを捉える新たな立法

るとか、あるいは、侮辱罪が言論弾圧、言論統制の手段として用いられる、こういった負の側面だけが残つてしまふ、そのような危惧を覚えずにはいられません。

このような観点から、インターネット上の誹謗中傷の問題につきまして、侮辱罪の法定刑引上げる処罰規定を設けるべきだとする、そして、正當な表現行為、公共の利害に関わる言動を守るう、そういう規定を設けようとする、立憲民主党などが出されている対案の基本的な姿勢というのは極めて正しいものだと考えます。

続きまして、話題は変わりまして、拘禁刑のことについて少しだけ述べたいと思います。現行の刑法には懲役刑と禁錮刑というものが定められているわけですから、一実務家としても、その区別が極めて曖昧なものになつていても、その実感を感じるところであります。ですので、これをまとめて拘禁刑というものにするということ自体は、私自身、極めて合理的なものだと考えます。

しかし一方で、今回の改正案の中で、拘禁刑に処せられた者には改善更生を図るために必要な指導を行うことができるという条項が新たに設けられようとしています。この点について若干の懸念があります。

刑罰というのは罰です。罰ですから、その人の意に反して強制的ななされるものです。拘禁刑という刑罰の本質は、人の身体的な自由を強制的に奪うということです。法律、今回の改正案の言葉で言えば、刑事施設に拘置する、これこそが拘禁刑の本質です。当然、受刑者の意に反して無理やり拘置するわけです。

一方で、改正案の十二条三項として規定されて

書かれているおり、受刑者の改善更生を図るためのものとして規定されています。ここで重要なことは、受刑者の改善更生を図るためには、受刑者の自らの意思でこれらの指導を受けるということです。

このことは、この法案が議論された法制審議会の部会の中でも、矯正現場の方の声としてこのようないふた声が紹介されていました。特に改善指導や教科指導は受刑者が自発的に取り組むことで大きな効果が上がるものであり、懲罰により間接的に強制することに大きな意義はない。現場の方の声としても紹介されているとおりです。

つまり、この改善更生を図るための必要な指導というのが、決して強制的ななされるべきではない、刑罰としてなされはいけないものだということです。

今回の改正案が成立した後、刑務所において、改善更生を図るという名の下、受刑者の意に反するような指導が強制され、そのような強制的な指導を拒否したことに対する刑務所で懲罰が科されるということがあるならば、それは拘禁刑といふ刑罰としてなされはいけないものだということです。

日頃、刑事案件の弁護活動をしていくと、刑事案件の被疑者、被告人となつてしまふ方には様々な方がいらっしゃいます。コミュニケーションが得意でない方、あるいは物事を理解するのが苦手な方、様々な障害を抱えている方、彼らは、その意に反した指導の対象に実になりやすい方々です。それが刑務所内の懲罰という形で強制されるということは、誰のためにもならないものだと考えます。

あくまでも、この必要な指導というのは受刑者の意に沿つた形でなされるべきものであつて、この政府提案の改正案について若干の危惧感を述べさせていただきました。

以上で私の意見陳述とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○鈴木委員長 ありがとうございました。

次に、神津参考人にお願いいたします。

○神津参考人 ただいま御指名を受けました神津でございます。

本日、このような機会をいただきましたことわざりの感謝を申し上げたいと思います。

以下、今回の法改正の案件の中でも、特に、いわゆる侮辱罪に関連する問題に重点を置きながら、私なりの見解を申し述べさせていただきたいと思います。

本日、この場にお呼びをいたしたことになつたきっかけは、昨年の十月二十一日に開催されました第百九十二回法制審議会におきまして、当委員であります私の以下の発言と、それに伴う対応があつたかと思います。したがいまして、当時の議事録に沿つて、以下、再度この場でそのままの内容をまず申し述べさせていただきたいと思います。

近年、SNSなどのツールを使った匿名による特定の個人への誹謗中傷行為は、目に余るものがあり、自らの命を絶つ事案まで生じてしまつてゐるわけであります。精神的な苦痛を余儀なくされている方々が増えている現状を踏まえれば、こうした行為を抑止する策を講ずる必要性は大いに理解できるところであります。

一方で、侮辱罪につきましては、その行為が侮辱に当たるのかどうかの線引き、判断が難しく、現状では、科刑は年間三十件程度と聞いております。今後SNSの更なる普及が想定される中、本件については、厳罰化が及ぼす様々な影響を含めて、身体拘束の是非や名譽毀損罪における免責に類した取扱い等、幅広い意見を聞いた上で、慎重に検討を重ねるべきと考えます。今回の検討において、十分な議論が尽くされたとは言い難いのではないかでしょうか。

本日採決ということでありますけれども、私としては、現時点で賛成若しくは反対という明確な

判断を下す材料を持ち得ないというのが、率直なところでありまして、保留せざるを得ないというふうが報道されるロシアを始めとした専制国家と何が違うのかということにもなりかねません。今回の法改正では、異例の短期間でまとめられた答申原案が、日弁連の大迫委員の反対と、そして私の態度保留を除く賛成多数で決定をされ、その内容がそのまま内閣提出法案として現在審議に付されているわけであります。

この案件は、その必要性が世の中でも大変目立つており、ここに至る異例の短期対応はそのことを反映しているものとも思われます。私自身も、労働組合としての発信の必要性、重要性を強く認識しつつ、ツイッター等SNSのアカウントを開設をし努力をしてきた中で、匿名の投稿によることで、多くの罵詈雑言やいわれのない誹謗中傷をしばしば受けましたから、何らかの対策が早期に必要なこと自体は大変よく分かります。

しかしその一方で、そのようなある種の分かりやすさばかりが先行して、刑法という世界において不可欠であるはずの歯止めの機能がなおざりにされているのではないでしょうか。私たち一般の大衆社会がその危険性に気がつかないまま、そして警鐘を鳴らすべきメディアの世界も気づかないまま、あるいは見て見ぬふりがされて、この改正案件がそのまま通過しようとしているのではない

か、率直な危機感を禁じ得ないところであります。

今回の法改正がすぐさま悪用されるとか、権力者の恣意的な批判封じ込めに即使わるとまでは申しません。しかし、時間がたてば分かりませ

ん。時代が変化し、もしも国民の民主主義的な思

考習慣が今以上に弱まつてしまつて、時の方

に入つてしまいかねません。果ては、連日その有

する事案の多くが表に出でないのではないか、

そういう見方があるのでないでしょか。

先ほど、木村参考人から、心の底からの切実な

お訴えをお聞きしました。改めて、二度とあつて

いるのではないですか。そのことが、外して

はならない課題となつてゐるのではないか、そし

てそれは、後世に対する私たちの責任として突き

つけられているのではないかということをまず申し述べておきたいと思います。

具体的な懸念点を、以下、私なりの表現で更に申し述べておきたいと思います。

様々な問題は、先ほど触れた昨年十月の法制審議会において日弁連の大迫委員からも述べられましたし、また先ほど、同じく日弁連の趙参考人からもお話をありました。私としても同様の趣旨の認識を持つ中で、素朴な疑問も含めて、問題意識を申し述べておきたいと思います。

そこで、私は、今回の議論を機に、埋もれていらっしゃる事案があるとするならば、それをできる限り表に出していくことは、更なる犠牲者を生まないた

めにも必須のことではないかと思います。先ほども申し述べましたように、侮辱という言葉の示す範囲が非常に広いこととも重ね合わせるならば、一時に侮辱罪の事案件数が相当数に膨らんでしまうことになります。先ほど述べましたように、侮辱罪の対象は、必ずしも権力者がこの条文を悪用する可能性は否定できません。しかし、時間がたてば分かりませ

ん。だからこそ、先ほど申し述べたように、目的としていることについては生じかねない危険性の芽を摘んでおくことが必要なではないでしょ

うか。

侮辱罪と同様に人の尊厳を傷つける罪である名譽毀損罪では細かい制約や免責の定めがあるので、侮辱した者は、「拘留又は料料に処する」というものであります。

侮辱とは一体何でありますか。辞書を引いてみると、他者を侮り、蔑み、ばかにしたり、罵つたり、ないがしろにすることとあります。このよ

うな侮辱という言葉の持つ様々な態様を考えます。これが、今回の厳罰化でどう変化していくのであります。これで、今回の厳罰化でどう変化していくのでありますか。どう変化していくと期待されているのでありますか。

法改正を経ても余り件数が増えないとすれば、

それが、今回の厳罰化でどう変化していくのでありますか。どう変化していくと期待され

て、身体拘束の是非や名譽毀損罪における免責の事案は年間で三十件程度といつてあります。

これは、本当にどうかと思いますが、現状では、侮辱罪に相当する事案そのものがそもそも少ない

ということです。実際にそうであれば望ましいこと

ですが、果たしてどうなんでありましょうか。実際に、現状に大いに問題があり、侮辱罪に相当する事案の多くが表に出でないのではないか、

そういう見方があるのでないでしょか。

先ほど、木村参考人から、心の底からの切実な

お訴えをお聞きしました。改めて、二度とあつて

いるのではないですか。そのことが、外して

はならないことだとの思いを私も強く持ちました。私からも、木村花さんに対しても改めて哀悼の

意を表しておきたい、このように思います。

そして、私は、今回の議論を機に、埋もれて

いる事案があるとするならば、それをできる限り表に出していくことは、更なる犠牲者を生まないた

めにも必須のことではないかと思います。先ほども申し述べましたように、侮辱という言葉の示す範囲が非常に広いこととも重ね合わせるならば、一時に侮辱罪の事案件数が相当数に膨らんでしまうことになります。先ほど述べましたように、侮辱罪の対象は、必ずしも権力者がこの条文を悪用する可能性は否定できません。しかし、時間がたてば分かりませ

ん。だからこそ、先ほど申し述べたように、目的としていることについては生じかねない危険性の芽を摘んでおくことが必要なではないでしょ

うか。

侮辱罪と同様に人の尊厳を傷つける罪である名譽毀損罪では細かい制約や免責の定めがあるので、侮辱した者は、「拘留又は料料に処する」というものであります。

侮辱とは一体何でありますか。辞書を引いてみると、他者を侮り、蔑み、ばかにしたり、罵つたり、ないがしろにすることとあります。このよ

うな侮辱という言葉の持つ様々な態様を考えます。これが、今回の厳罰化でどう変化していくのでありますか。どう変化していくと期待され

て、身体拘束の是非や名譽毀損罪における免責の事案は年間で三十件程度といつてあります。

これは、本当にどうかと思いますが、現状では、侮辱罪に相当する事案そのものがそもそも少ない

ということです。実際にそうであれば望ましいこと

ですが、果たしてどうなんでありましょうか。実際に、現状に大いに問題があり、侮辱罪に相当する事案の多くが表に出でないのではないか、

そういう見方があるのでないでしょか。

先ほど趙参考人からも「心の底からの切実な

お訴えをお聞きしました。改めて、二度とあつて

けれども、同じ時期に名譽毀損も被害届を出して
いるものがあるんですねけれども、それも今、かな
りの時間がたっていますけれども、まだ大きな動
きはないといったことがあります。

なので、警察の方も事情はおありだと思うんで
すけれども、本当に迅速に、時効が延びたからと
いつてのんびり起訴されるようでは、被害が速や
かな救済につながらないので、本当にそこはお願
いしたいです。

○山田賛委員　ありがとうございます。

今国会におきまして大変象徴的なのは、与党、
政府の提出法案だけではなくて、野党の皆さん方

が大変対案を出してこられていること、この中身に私が賛成かどうかは別として、これは大変有意義なことで、このことによつて我々も頭痛が月

事なこと、このこと、そのこと、問題は野党の方からになりますし、また、我々としても、野党の提出される対案に対しても、これはどうなんだろうということ、このことを議論する」ことが大変有意義な審議につながっていることだと思つております。

それで、趙参考人にお伺いしたいと思うんです
が、立憲民主党・無所属の会が提出されている法
案では、公然としないもの、これも規制できるこ
とになります。もちろん加害目的という要件は課
されるんですが、公然と人を侮辱していないもの
の、誹謗中傷したもの、公然としていないものま
で見制するということはかえって表現の自由を不

本当に制限するというような懸念はないのか、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○趙参考人 お答えします。
野党の方から提案されている法案でも、やはりその危険はあると私は思います。ですので、公然としないものでも加害行為として処罰すべきものがどういう行為かということをもっと緻密に限定する必要があるものだと考えます。

うんですかけれども、この人を死に至らしめてやるう
ういうような目的で誹謗中傷している人は論外な
ことですけれども、多くは、軽い気持ちと言つたら
大失礼なんですけれども、みんながやつてゐる
から、まさかそんなに大事になると思つていな
かつた、芸能人だからいいだらうみたいな、そん
な軽い気持ちで、自分自身、加害ということ、加
害するというか、相手が傷つくということを意識
せずに、非常に安易な気持ちで心ない言葉を投げ
る、その心ない言葉の一つ一つの積み重ねが、こ
れがやがて集まつて、ナイフのように刃物のよ
うに心を切り裂いていく、そう

いうことではないかと思うんです。
人を侮辱する、そもそも、人を、他人を侮辱す
る、こういふことはよくないと思うのです。

○木村参考人 本当に、誹謗中傷の一番難しいところだと思ふんですけれども、誹謗中傷をしていいかと存じますが、木村参考人にこの辺の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

るという自覚がないままに誹謗中傷をされている方がほとんどです。これは正しい批判だ、自分の意見だと言つて本当にひどい暴言を吐いている方もたくさんいますし、一方で、批判を言われただけで誹謗中傷を受けたとすぐアピールされる方もいらっしゃいます。

これからどこまでで、批判というのがどこからどこまでかという境目がしつかりしていないんですね

ね、グレーゾーンというのが必ず存在してしまうので。例えば、木村花さん死ねと言ったときには、これはアウトなんですねけれども、木村花さんは、死ねばいいのにとか、死んでくれとか、死んでほしいとか、そういふた言葉が今グレーゾーンと言われている言葉だと思うんですけども、そういういたものの、是非ガイドラインを専門家の方や皆さんで議論して作っていただいて、警察や裁判所などで同じものを使っていただけると大変あります。

裁判でも本当に、裁判官によって全く違う判決が出てしまったり、一人一人、みんなそれぞれ、誹謗中傷と批判ということをばらばらに捉えてしまっているので、是非、皆さんで議論を進めていただきたいと思います。

今回の侮辱罪について、新たな法体系、新たな罪を創設するわけではなくて、既存の侮辱罪の法定刑を引き上げるだけなのです。引き上げてから

定形を引き立てるためなら、でも、日本語では、もともと「抑制」効果はあるんだということなんですが、萎縮するとかどうとかこうとかではなくて、そもそも他人を侮辱するということはあってはならないと、いうふうに考えているんです。法律がなくとも他人を侮辱してはいけないんだという意識をみんな

が持たないと、不幸な事件はなくならないんだというふうに考えております。

木村さんも我々のPTに出ていただいたとき、人を誹謗中傷することは犯罪であるということを理解してほしいという御発言もございました。もちろん、法律だけじゃなくて、そういういた啓發、みんなのことを侮辱するようなことはやめよう

というこの意識が何より大事だと思うんですが、とりわけ、侮辱罪の法定刑を引き上げると表現の

○木村参考人 民主主義というのは、本当に全ての人が守らなければいけないと思うんですけれども、言論の自由だけが守られてはいるという感覚がすごくありますて、もちろん、表現の自由、言論の自由は大事だと思うんですけども、先ほど私たち言いましたように、それがどこまでも自由なものであっては絶対にいけないと思うんです。

それに必ず責任というものがないと、尊厳を踏みにじられる人とか、逆に、私たち被害を受けている人たちももうずっと言論の自由を奪われていてる状態です。なので、同じように大事にしてほしいです。被害を受けた側の権利も大事にしていただきたいたいです。

審の中の部会の中では、日弁連の犯罪被害者委員会もあります柴田先生からは、実際は一年なんてまだ長いのか、あるいは、こういつと意見を述べ

また併連とあるしに、たゞ少し、大意を察すべくてもやはり同調する意見をたくさんいただきましたとか、法定刑、是非この改正をしていただきたいという意見なんかもありました。

あつたんでしょうか。お聞かせいただけますで
しょうか。

○山田(質) 委員 ありがとうございます。
ばと思います。

それでは最後に、本当に、人を侮辱する心はないと言葉の積み重ねで人が死に至ってしまうこともあります。そのこと、このことを大変重く受け止めることで、法規制で何でもできないといけません。もちろん、法規制で何でもできることではないと思うんですけれども、やはり大事なことは、人を侮辱するようなことはしないようにしよう、こういったことを広報啓発していくことが必要だということを考えております。

今回の改正に加えて、是非、木村参考人から、

最後に、これ以外にも何か、もつとこういったことを充実してほしい、こういう手当をしてほしいといったことを、御希望がありましたら御意見をお聞かせいただけますでしょうか。

○木村参考人 私は、やはり、厳罰化の反対意見もよく聞くんですけど、大体の方が、皆さん、政治家の方や権力を持った方たちが自らに不都合な意見を言論封じとして使われるんじゃない、とかというのを恐れている方、又は言葉狩りのようないかというのを心配されていると思うんですね。けれども、その点だけ、本当に、侮辱罪厳罰化に当たって悪用されないようにしていただきたいです。

政治家の方にも、時々、本当に強い攻撃的な言葉を使っている方がいらっしゃると思うんですね。

○鈴木委員長 次に、日下正喜君。

○山田(賢)委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので、終わらせていただきま

す。ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、日下正喜君。

○日下委員 公明党の日下でございます。

四人の参考人の皆様、本日は本当に貴重な、大

切なお話をいただきまして、本当にありがとうございます。

私の持ち時間は十五分でございますので、今日

は拘禁刑に関する質問を中心にしていただきたいと思いますが、まず、木村参考人に御質問させています。

拘禁刑から外れますけれども、二〇一〇年の五

月に花さんを亡くされ、間もなく一年となりま

す。母親としてどれだけつらい思いをされ、そし

て、勇気を持って立ち上がり、二年にはわたり、

今まで人権闘争とも言える尊い活動をしてこら

れたことに心から敬意を表したいと思います。また、花さんの御冥福を心からお祈りいたします。

NPO法人RememberHANAを立ち上

げられ、その紹介文の中で、「誹謗中傷の加害者

に対する抑止力としての厳罰化とともに、加害者

に対するカウンセリングなど救済の道がなけれ

ば、悲劇が繰り返されてしまう」と述べられています。

また、別の新聞記事には、加害者から届いた謝罪メールを紹介され、何を言つても許されるわけではないけど、障害があり好きなことができなく

なり、ストレス解消で書き込んでしまった、生きている価値がないので死にますという、そういう内情があつたと。木村参考人はこのメールを読ま

れて、中傷している人も助けを求めている、死ね

と言つた人は、どこかで自分に対しても死ねとい

う気持ちを抱えているから、人にマイナスな気持ち

をぶつけてしまうのだと思ひますと話されていま

す。

まさに加害者も救済されなければ誹謗中傷は終

わらない、私も深くそう思います。

そこで、リアルとバーチャルが交じり合うデジ

タル化の時代だからこそ、SNSに関する教育、SNS

人権教育が大切になるとお述べになつておられま

すけれども、私もそう思います。これまでの取組

の中でも感じたSNS教育の必要性について、参考

人の思いをお聞かせいただきたいと思います。

○木村参考人 私は、講演ですね、大人向けのも

のでしたり、大学生でしたり、中学校や小学校に

授業で行かせていただきたい、そのときに、誹謗中

傷はいけないことだよとか誹謗中傷をやめようど

ういうことではなくて、みんなで一緒に、何でそん

なひどいことを言つてしまふんだろうとか、誹謗

中傷と批判の違いは何だろうということを一緒に

考へるんですけれども、ある中学生の子が言つて

くれた言葉、誹謗中傷と批判の違いについて、批

判は客観的な意見である、誹謗中傷は感情的で主

觀的な意見であると言つてくれたんだけれども、

も、子供たち、小学生、中学生の子たちの方が、

本当に素直に物事を受け止めて、すぐ核心をついてくれるんですね。

なので、一番希望を感じるのが小学生、中学生

なんですか、大人になつてしまふと、それ

まで生きてきた中で、三十代、四十代、五十代に

なりますと、やはり、思い込みでしたり、昔の、

なつかな簡単な考え方を変えるというのは難し

いかもしないんですけど、子供たちの教育

で、なかなか簡単に考えを変えるというのは難し

いかもしないんですけど、子供たちの教育

で、なつかな簡単な考え方を変えるというのは難し

いかもしないんですけど、子供たちの教育

で、なつかな簡単な考え方を変えるのは難し

いかもしないんですけど、子供たちの教育

かということが今回の法案の基礎になつていて、その点では評価できるというふうに考えております。

以上です。

○日下委員 続いて只木参考人に質問なのでござりますが、また、PFI手法による刑事施設、これは犯罪傾向が進んでいない者とか初犯者などが中心となると思うんですねけれども、今後の在り方の中で、PFI刑務所の被収容者基準の見直しにも触れられておりまして、犯罪傾向が進んでいるB指標の受刑者の収容も検討されてよいとの考えを示されておられます。

先ほどお話の中でもお話を中でありましたけれども、民間のノウハウの活用による人材の再生、そして職業訓練、改善指導などで民間の知恵が生かされいるということもおっしゃられておられます。その部分について、少し具体的なお話をお聞かせいただければと思います。

○只木参考人 現在、PFI刑務所に収容されているのは、いわゆるA指標で、かなり危険性がない受刑者がほとんどであります。一方で、B指標とされる、犯罪傾向が若干進んでいる人にもいろいろな特性を持った方がいらっしゃいますので、PFI刑務所という一部患まれた施設には、そういった、犯罪傾向が進んでいたとしても集団生活ができるような、そして他人に迷惑をかけないような、そして、場合によっては、身体あるいは精神的な疾患が若干あるような者をそこに収容することはB指標でもできるのではないかというふうに考へている、そういう意味でございます。

○日下委員 しっかりと再犯率を下げていくということを目指していきたいというふうに思っています。

最後に、刑務職員の労働条件、環境の改善といふことも必須であるというふうに言われております。して、有給休暇は極めて少なく、刑務職員一人当たりの担当受刑者の割合も欧米より高い、その負担は過大である、安上がりな刑事政策は結果として高くつくとも指摘されています。出所後の社会

的処遇の改善も含め、どうあるべきとお考えか、その点では評価できるというふうに考えております。

これは只木参考人と趙参考人にお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○只木参考人 御質問ありがとうございました。受刑者を支えて支援し、伴走して、改善更生を取り組んでいる刑務官、刑務教官、非常に日々大変な状況の中で仕事をされております。

受刑者を立ち直らせるためにはやはり労働環境というものが重要であります。それは過去の国会の審議の中でも何度も出てきております。住居であったり、つまり彼らの居住スペースであったり、非常に劣悪な状況で、古い官舎にまだ過ごしております。

おられる方がかなりいらっしゃいますので、実際に見ていただいて、受刑者を支える彼らに、労働環境がよくなるような形で支援していただきたい、そしてまた重く受け止めさせていただきました。

というふうに思います。

今回の法改正、その背景には木村花さんの事案もあって、真摯に、十分にこれに向かって、そしてこの痛ましい事案に対しても、そしてまた

今なおインターネット上の誹謗中傷に苦しんでおられる方々を救済できるような、そんな法改正にしておけばならないというふうに思つております。その観点から質問をさせていただきたいといふふうに思います。

まず、木村参考人に質問させていただきたいと

いうふうに思いますが、今回の政府案では、侮辱罪が、あくまで公然と、そして外部的な名譽を低下させる行為を対象にするものとなつておつ

ります。その面でも、厳罰化、これは犯罪だというのを本邦は、やはり、みんなやつているのに何で自分がとか、運が悪かったとか、本当に自分のしたことを犯罪とは全く認めてもらえないかたので、それがとか、運が悪かったとか、本当に自分のしたことを犯罪とは全く認めてもらいたいと思うふうに思います。

また、加害目的があつたかどうかということにつきまして、私が今まで加害者の方と多少なりともやり取りをさせていただいた中で、先ほど、手紙をいただきたい方、お一人いらっしゃつたんですけれども、彼以外の方で、本当に自分のした罪と向き合つて心から謝罪をしてくださつたなと思った方は、彼一人しかいませんでした。そのほかの方は、やはり、みんなやつているのに何で自分がとか、運が悪かったとか、本当に自分のしたことを犯罪とは全く認めてもらえないかたので、それがとか、運が悪かったとか、本当に自分のしたことを犯罪とは全く認めてもらいたいと思うふうに思います。

まず、木村参考人に質問させていただきたいと

いうふうに思いますが、今回の政府案では、侮辱罪が、あくまで公然と、そして外部的な名譽を低

下させる行為を対象にするものとなつておつ

ります。

まず、木村参考人に質問させていただきたいと

いうふうに思いますが、今回の政府案では、侮辱

罪が、あくまで公然と、そして外部的な名譽を低

ないということで、対策、改善につながらないのではないかという点ですけれども、先ほど述べましたとおり、誹謗中傷の中でも、結局は公然となつたものについて、今後、侮辱罪によつて訴追できる件数が広がるということは十分にあり得るのではないかとう気はしています。

二点目の、一般予防効果云々というところですけれども、刑罰を定める以上、当然、一般予防効果といふのはどんな刑法規にもあるわけです。問題は、本来処罰されるべきであるような誹謗中傷の言動だけが萎縮されて、一般予防の効果があるならばそれはいいけれども、ここでの問題はそうではなくて、もっと広い意味で、表現行為全体に対し萎縮効果が生まれるというところが最大の問題だと思います。

例えば、先ほど申し上げましたが、侮辱罪に懲役刑が設けられることで、逮捕しやすくなるわけですね。例えば、政治家について、○○総理は總理の器ではないというようなことをインターネットのどこかに書き込んだとしたら、これはひょつとしたら逮捕されるんじゃないかと、これがまさに萎縮効果なわけです。

あるいは、外国の例では、大統領に対して、消費者が処罰された云々、そういうケースもあるわけですが、当然、そういう言動をするに当たつて、これは当然、政治家に対しては許容される言動だと私は思いますけれども、こういつた言動一つ一つに対し、これをやつたら逮捕されんじやないかという萎縮効果が生まれる、それがまさにこの侮辱罪というものの全体の法定刑を引き上げることの問題点ではないかと思います。

○伊藤(俊)委員 ありがとうございます。
そういう意味では、今回、立憲民主党・無所属会派からも加害目的誹謗等罪の対案を出させていただいているところであります。インターネット上の誹謗中傷から本当に救済するためには、人格や感情など内面のところに保護法益を持つてないきやいけないというふうに思いますし、また、プロバイダー責任制限法、ここにおいても、より特定しやすくする現実的な対案を盛り込んでいるところであります。
いま一度、この対案についての評価を、趙参考人の方から御意見をいただけたらありがたいとうふうに思います。
○趙参考人 侮辱罪という法律ではなく、加害目的誹謗等罪ということで、今回の問題となつている誹謗中傷行為そのものを捉えようとしていること 자체は正しいものだと思います。また、対案においては、名譽毀損における特例を引用する形で、公共の利害に関する場合については処罰しないというようなところについて配慮がされている、このことは発想としては極めて正しいものだと私は思います。
ですが、先ほども少し申し上げましたが、内面における人格に対する加害の目的というのは、やはりまだ曖昧といいますか抽象的であつて、じや、実際どういう行為がこれに当たるのかといふところについて、もつと具体的な規定が必要なのではないかというふうに思います。
諸外国でも、インターネットにおける誹謗中傷に対してどういう处罚をするかということは様々工夫がなされていて、私もそこまで詳しいわけではありませんけれども、もつと細かな構成要件を定めた例があるようです。そういう例を参考にしながら、表現行為に対する萎縮効果ができるだけなくす形での規定が求められるのではないかなどというふうに思います。
○伊藤(俊)委員 ありがとうございます。
野党からの対案においても真摯に議論を、審議をしていただきたいというふうに求めて、そして

また、今日、参考人の皆さんには感謝を申し上げて、質問を終わりたいというふうに思います。

本当にありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、前川清成君。

〔委員長退席、山田、美委員長代理着席〕

○前川委員 日本維新の会の前川清成でございます。

参考人の皆さん、本日は誠にありがとうございます。日程が急で十分な御準備の時間もなかったかと思います。ありがとうございます。

その上で、まず木村参考人にお尋ねをさせていただきたいと思います。

私も二人の子供を育ててまいりました。この世の中に我が子ほどいとおしい存在はないのではないかと思っています。花様を亡くされた悲しみはいかばかりかというふうに存じております。私たちも改めて、心から哀悼の意を表させていただきたいと思います。

二か月ほど前でしょうか、日本維新の会のインターネットによる誹謗中傷PTの席上で、オンラインで大変な悲しみを御経験されたにもかかわらず、その席上で、表現の自由と被害者救済の両立ということをおっしゃいました。その御見識に敬服をいたしました。花様や木村参考人の悲劇を決して繰り返してはならないし、その一方で、民主主義を支える基盤である表現の自由の保障、これも極めて肝要かと思つております。

その上で、つらいことを思い出していただくななり申し訳ないんですが、手続の御苦労についてお尋ねをしたいと思います。

木村参考人がお書きになつた「NPO法人Re m e m b e r H A N A」の発足と取り組みについて」という論文において、事件の後、スクリーンショットを撮り続けて証拠を集めました。その後、弁護士に委任し、投稿者を特定しました。一部の投稿者は特定できただれども、その他多くの投稿者は特定することができなかつたというふうにお書きになつておられます。

この点で、何が障害となつて一部の投稿者しか特定できなかつたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○木村参考人 おつしやるとおり、皆さん、書き込んだ加害者の方たちがアカウントやツイートを消してしまわれたので、ログの期間が本当に短い

ので、手続を怠いでしてもらつたんですけれども、ログが切れてしまつて、本人の特定に至らなかつたりということがあり、本当に特定まで

できたのはごく一部の方になりました。

プロバイダーの協力がます不十分であることが一つあると思います。公開、開示の請求をするん

ですけれども、本当に、もう本当にひどい言葉に對しても、プロバイダーの方は、これは誹謗中傷に当たらないといった主張を必ずされるんですね。

なので、そこで、裁判でも一度被害が認められないと、うつかります。

とか、また、プラットフォームも本当に非協力で

した。ツイッターを例にしますと、ツイッター・

ジャパンというものは日本に会社があるんですけども、情報開示に関しては、アメリカの本社と

やり取りをする関係で英語でのやり取りが必要になつたり、大変難しくなつております。

○前川委員 木村参考人がお書きになつた、先ほど御紹介した論文の中に、「裁判には、長い時間

と高額な費用調査費用も含みます」がかかりました。こんなふうにお書きになつておられます。先

ほどの御意見の中でも、一千万円近い費用がかかつた、被害届を提出するのに四十四万円かかりました。こんなふうにおっしゃついていました。

この点で、私たち日本維新の会のインターネットによる誹謗中傷対策PTの中では、今の裁判所の損害賠償基準が低過ぎるのではないか、賠償額が余りにも安いから、結局、費用倒れになつてしまふ。だから多くの皆さん方が、民事の救済がいい、こういうふうに考へても、民事の裁判を起

か、こんな意見が大勢を占めております。この点について、木村参考人の御意見を承ることができます。

○木村参考人 おつしやるとおり、心の傷という

のは裁判において本当に低く低くしか見積もられずに、本当に、足一本折れたとか手が一本折れたといつた金額よりも低い金額になつてしまふといふことはあります。

そして、調査費用なども全額が認められるわけではなく、例えば、アメリカのディスカバリーと

いう方法を使って情報開示をやつたことがあつたですけれども、費用が百二十万円かかりました。そして、六個のアカウントをやつたんですけ

れども、結果的に一つのアカウントしか本人を特定できる情報につながらなかつたんですけれども、その情報を特定できた人と民事の裁判の中で、六人のうちの一人という計算で、ディスカバリーの費用は二十万円しか認められませんでした。

なので、本当に和解の金額もすごく安いです

し、私の場合は、全くお金が出ていくばかりです。

私たち、なぜ、じゃ、こんなにお金を使つて、そこまでしてやるかというと、花がいないか

らです。花がいたら、私たちは、花の結婚資金とかを、私も、おばあちゃんも、一生懸命ためていたりとかしたものを、花がいないので、お金の感

覚ももう分からなく、お金ももう数字にしか見えなくなつています。

あとは、ファンの人がすごく協力してくださつて、花のグッズを買ってくださつて、その利益で裁判費用を何とか賄つております。

これは本当に、普通の人にはなかなか出せない金額だというのは私も理解しております。

○前川委員 次に、只木参考人にお尋ねをしたい

と思います。

先生は刑法の司法試験委員をなさつてゐるといふふうにお聞きしたんですが、刑法二百三十一条

侮辱罪における侮辱の定義をお聞かせいただけた

らと思います。

私も弁護士なんですが、四年前に司法試験に挑戦をいたしました。その当時、刑法各論

は、ほとんどの受験生が大塚仁先生の教科書を使つております。その中に、改めて読み返してみると、侮辱とは、他人の名譽感情を害するに

足りる軽蔑の表示を意味する、こういうふうに書かれおりまして、よくよく考へてみると、大変漠然とした、しかも広範な概念のよう思いました。

表現の自由との関係で、この侮辱という定義、どんなふうに考へればいいのか、お聞かせをいただけたらと思います。

○只木参考人 お答え申し上げます。

おつしやるとおり、刑法の教科書、幾つかの教科書を見ても、人に対する軽蔑の感情を示すとか、人に対して侮辱的価値判断を示すとか、他人の人格に対しても侮辱的な価値判断を示す、価値評価を示すとか、いろいろな表現がされておりまし

て、おつしやるとおり、これを一読して、これが侮辱の典型例であつて、そして外延はここまでと

いう、定まつてゐるものではございません。

なお、かなりの判例の蓄積がござりますので、裁判官は、裁判規範として、この条文を、その判例に照らして外延を画してゐるものだと、うつかります。

裁判費用を何とか賄つております。

先ほど、趙参考人からも例としてありましたけれども、例えば、A総理大臣はばかり、総理の器ではない、あるいは、B法務大臣は法律を知らぬ

けれども、A総理大臣はばかり、総理の器ではない、あるいは、B法務大臣は法律を知らぬけれども、C衆議院議員は役に立たない、税金泥棒だ、この税金泥棒については判例もあつたかと思います。こういうのが、こうい

うふうな発言、政治家に対する批判が侮辱罪に該当してしまうという可能性は極めて大きいと思

ります。

○前川委員 只木参考人と趙参考人と神津参考人にお尋ねをしたいと思います。

先ほど、趙参考人からも例としてありましたけれども、A総理大臣はばかり、総理の器ではない、あるいは、B法務大臣は法律を知らぬけれども、C衆議院議員は役に立たない、税金泥棒だ、この税金泥棒については判例もあつたかと思います。こういうのが、こうい

うふうな発言、政治家に対する批判が侮辱罪に該当してしまうという可能性は極めて大きいと思

ります。

とりわけ、ウクライナへの侵略があつて、ロシ

ア国内で言論が弾圧されている。神津参考人が、即とは言わないけれども、今すぐとは言わないけれども、やはり言論が弾圧される危険というのを考えなければならない、こういうふうにおっしゃいました。

私も、この侮辱という漠然とした、しかも広範な概念、これが重罰化されて、政権批判の弾圧のために用いられるそのリスクは考えなければならない。しかし、他方で、花さんのような誹謗中傷による悲劇を防ぐために侮辱罪の手当ても必要ではないのか、こんなふうに考えております。

一きましては、是非三人の参考人の先生方がいらっしゃる、侮辱罪の構成要件である侮辱という文言に問題に対する正当な論評、批判を萎縮させないよう工夫はできないのか。侮辱という文言を、例えば他の言葉に置き換えるということです。あるいは、侮辱という言葉をそのまま残すとしても、私は、名譽毀損に関する刑法二百三十条の二に関して、真実性の証明などは不要とした上で、侮辱罪についても導入したらどうか、こんなふうに考え方についても導入したたらどうか、この点について、参考人の御意見を承ることができます。この点について、参考人の御意見を承ることができますと承ります。

○只木参考人 御質問ありがとうございました。

おっしゃるとおり、先ほど申しましたように、この概念が明々白々で、一般の市民の人に理解できるかというと、それはなかなか難しい。そういう意味では、行為規範としては十分ではないという批判はあろうかと思います。

ただ一方で、先ほど申しましたように、この侮辱という言葉が、長年にわたって、裁判の場で、裁判規範としてあるのは行為規範として認知されておりますし、裁判の場でも多くの判例によって外延が画されておりますので、この言葉を新たな言葉にすることによって、かえつて、一からその言葉に対する定義を皆さんで考えるということになると、少し問題も生じるのかなとうふうに田

条という刑法上の根柢がありますので、正当な評論、正当な批判であれば、それは三十五条でもつてカバーができます。

一方で、二百三十条の二のような規定を設けた場合に、二百三十条の二は、名誉毀損、つまり事実の摘示がありますので、それに関して三要件つまり、事実の公共性、目的の公益性、そして事実の真実性、これが測られるわけです。ところが、侮辱罪は、委員もおつしやったように、事実の摘示はありませんので、同じような規定をどのように設けるのかということが、法律家の立場からすると疑惑が生じているところであります。

以上です。

○趙参考人 今、只木参考人からもありましたとおり、刑法三十五条の正当業務行為ということでは違法性が阻却されるというふうに一般的には言われるわけですから、やはり、それは非常に曖昧であって、可能であれば、条文ではつきり、こういう発言については処罰しないということが侮辱についても明示できるなら、それが望ましいと私は思います。

この点につきまして、名誉毀損罪の特則について、これは今までに只木先生も言われましたとおり、事実の摘示を前提としているものですから、その事実が真実か否かを問題にできるわけです。今問題になっているような侮辱というのは、事実の摘示を伴わないものですので、例えば、先ほどの一例で言えば、その人が失格かどうかを正しいのか正しくないのか判断することは、それは無理なわけです。

ですので、公共の利害に関する言動について、どういったものであれば処罰しないのかということが明確に定める必要はあると思います。その発想は私は正しいと思いますが、これを定めること是非常に、単に二百三十条の二を流用すればいいという問題ではないというところで、なかなか慎重な議論が必要かなというふうに考えます。

○神津参考人 皆さん方の机上にも配られていると思うんですが、木村参考人の資料の中、表の

条という刑法上の根拠がありますので、正当な評論、正当な批判であれば、それは三十五条でもつてカバーができます。

真ん中ほどですかね、「現在の侮辱罪はインター
ネットなど全くなかつた明治時代に作られまし
た。そのため、今の侮辱罪は口頭での悪口などを
想定としたもので、SNS全盛の今の時代には全
く対応できていません。」これは全くそのとおりだ

と思うんですよ。
ですから、今の政府提出法案で抜本的な対策を打てるというふうには私は正直言つて思えないの
で、したがつて、立憲民主党・無所属の会の法案の表現、もちろん、皆さんで審議していくのだ
て、よりもっとといいものにしていただきたい必
要がある。それで、この問題は、

うに感じます。
確かに、情報技術の発展によって、人と人とのコミュニケーションが取りやすくなり、身近に感じやすくなっているのかもしれませんし、欲しい商品にアクセスしやすくなり、便利性は高まっているのかもしれません。

このような利便性はあるものの、今日の社会は住みやすいというふうに感じるのか、生きやすい社会になっているというふうに感じるのか、まず、簡潔で結構ですから、四人の参考人の方に御答弁いただければと思います。

真ん中ほどですかね、「現在の侮辱罪はインターネットなど全くなかった明治時代に作られました。そのため、今の侮辱罪は口頭での悪口などを想定したもので、SNS全盛の今の時代には全く対応できていません。」これは全くそのとおりだと思うんですよ。

ですから、今のが府提出法案で抜本的な対策を打てるというふうには私は正直言つて思えないのですが、しがつて、立憲民主党・無所属の会の法案の表現、もちろん、皆さんで審議していただきて、よりもっとといものにしていただくといふ必要はあると思うんですけれども、やはり、もつと今回の問題になつていてるそういう事柄に合わせて、ターゲットを絞つて、作っていく必要があるんじゃないのかなというふうに思います。

それで、百歩譲つて、じゃ、この侮辱罪について量刑を上げる、その場合、これは、冒頭申し上げたところの、目的としていないことについて生じかねない危険性の芽を摘んでおくということは極めて重要だということだと思いますので、私はやはり、前川委員がおっしゃったような、そういう手立てを講じることは必要だというふうに思います。

○前川委員 時間が参りました。
参考人の先生方、ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、鈴木義弘君。

○鈴木(義)委員 国民民主党の鈴木義弘です。

冒頭、木村花様に心から哀悼の意を申し上げますとともに、御冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。

今日は、現代社会では、一昔前は考えられぬぐらいい、情報があふれ、また伝達のスピードも速くなつてゐるよう思います。人と人をつなぎ、人と物をつなぐことで、より便利に、もつと豊かにと、人間の欲は増幅していきます。それに呼応して、企業は、より、人と人、人と物をつなげ、満足させるために、ハード、ソフトを開発し、商品化して、営利を得ようとして血眼になつてゐるよ

うに感じます。

うに感じます。

確かに、情報技術の発展によって、人と人とのコミュニケーションが取りやすくなり、身近に感じやすくなっているのかもしれませんし、欲しい商品にアクセスしやすくなり、便利性は高まっているのかもしれません。

このような利便性はあるものの、今日の社会会住みやすいというふうに感じるのか、生きやすい社会になっているというふうに感じるのか、まづ、簡潔で結構ですから、四人の参考人の方に御答弁いただければと思います。

○木村参考人 花に対してひどい言葉をぶつけた方から謝罪のメールをいただいたんですけども、やはり彼も本当に自分が思うとおりまいかずと思いつかなくてということもありまして、本当に幸せな人はSNSの中できっと人を傷つけるようなことをしないと私は思っています。今は、誰か一つ失言があつただけでも、十分過ぎるというか、本当にすごい数の批判や誹謗中傷にさらされてしまうので、そういうつら苦ししい世の中がSNSに映し出されていると思います。

本来、SNSはとてもすばらしい使い方ができるものだと思っていますので、ただ、それを使つて一人一人の心がそのまま映し出されてしまうと思つてるので、今より、よりよい世の中に、是非、政治家の皆さんにもしていただきたいなと思っています。

○只木参考人 委員の御質問に沿つているかどうか分からないのですが、これまでの話の中で考ふますに、新たなコミュニケーションのツールによつて今までには考えられなかつたような甚大な被害が生じる、それは加害者にも被害者にもなり得るということは、最近つくづく感じております。

以上です。

○趙参考人 とりわけ、情報通信技術の発達によつて誰もが世界に対し発信できるようになつてゐる、インターネットによつて発信できるようになつてゐるということのプラスの側面は、私はどちらかとも言えません。

でも大きいと思います。これまでにはマスメディアを通じてでしか発信できなかつたものが、誰もが世界に対し発信できるということは、やはり表現行為に対しても大きく寄与していると思います。私は、そういう評価がベースにあります。ですので、今の質問に対する答えとしては、利便性、住みやすい世の中が生きやすい世の中かと言われば、ベースは生きやすい世の中なんだと思いますが、ただ、それに対応した様々な問題が生じていることも事実ですので、その対処が追いついていないとは思います。ですが、やはり、そのプラスの側面を決して否定してはいけないのではないかと思ひます。

○神津参考人 ICT技術を含めて科学技術が発達しているということで、やはり、すごく広がりが出ていて、便利で本当にいいなということがいっぱいあることも事実だと思いますが、一方で、だからマイナスのところの広がりもすごく出てきてしまつてるので、匿名で人の心を傷つける、尊厳を傷つけるようなことがまかり通つているということで、両面あるんだと思いますけれども。

考えてみると、大昔においても人間の幸せというのはあつたわけで、もちろん大変な苦労もあつたんですねが、人間の幸せはあつたわけですよね。それに比べると、当時、大昔には想定できなかつたようななどがもういっぱい出てきちゃつていてるんですねから、これを何とかなくしていくといふことは是非やはり私たちには心血を注ぐべきだと思ひますし、国会の先生方にも是非そこを重点を置いてお願いしたいというふうに思います。

○鈴木(義務委員) 先ほどから議論をお聞きしていなんですけれども、インターネットを介して、一番重要なのは、一番便利だったのが、匿名性が高いということだと思います。

私たちは、権利、権利、権利と言ふんですけれども、権利は裏返しに義務が生じてているというのを今の社会は言わなさ過ぎるんじやないかと思うんです。結局、自分が犯罪を犯していると思わな

いで発言したことで相手が傷いた、それは私は分からないです、でも、その言つた発言に対しても義務があるんだというのも裏返して持つていいかないと、幾ら法律で整備をしたとしても、これは止まらないんじゃないかな。そういう価値観がやはり醸成されていない、だから、匿名で何でも言つちやうんだと思うんですけども。その辺についてですね。

あと、これは私の解釈なんですけれども、インターネットに投稿した時点で公然という考え方を取り入れればいいんじやないかと思うんですね。今までの解釈はそうじやないかもしません。でも、インターネットでワン・バイ・ワンでやつてゐるんだけれども、そこに第三者がどんどん入ってくるということは、もう公然なんですよ、考え方とすれば。

それと、もう一点。あともう一つ、私は、法律の素人なものですから、今日に向けて少し勉強させてもらつたんですけども、今回の法律の改正で、今まで侮辱罪は帮助罪とか教唆罪というのが適用されなかつたんですけども、今回、法律の改正になつてそれも適用される話になると、例えば自殺帮助罪というのが適用できるのかどうか、只木参考人と趙参考人のお二人にお尋ねしたいんですが。

○只木参考人　自殺帮助、自殺教唆というのは、嘱託、承諾殺人罪と並んで、二百二条で、現行法でも处罚されるようになつております。

以上です。

○趙参考人　質問に対するお答えとして適切かどうか分かりませんけれども、侮辱罪に懲役刑が設けられますが、侮辱罪の帮助犯、教唆犯が適用されるわけです。そのことによって、例えはどういうことが今議論されているかといいますと、そういう誹謗中傷の書き込みがなされているプロバイダー自身が侮辱の帮助なり教唆を問われるのではないかといった議論も一部ではなされています。

そうすることによって、プロバイダーとしてはそれを避けようと、発言を削除するという方向に

力が働きかねません。それは、本来表現として認められるべき発言でも、例えば、相手からこれでは消してほしいと言わされたらどんどんどんどん消すというような、そういった悪い方向への、これも一種の萎縮効果ですけれども、そういった危険もあるのではないかというふうに個人的には考えております。

○鈴木義委員 分かりました。

あと、時間がないのでもう一点お尋ねしたいんですけれども、先ほども委員の方から質問があつたんですけれども、今の日本の法定刑が、いろいろな百五十年近くの歴史の積み重ねなんですけれども、法定刑に対し、軽いんじやないかといふうに思われるか、重いんじやないかといふうになつたときに、今感じているところが、もつと厳しくしていった方がいいんじやないかとか、もっとと低くした方がいいんじやないかといったときに、なかなか御判断が難しいところもあろうかと思うんですが、四人の方に一言ずつコメントいただければありがたいんですが。

○木村参考人 私は、軽いと感じています。

というのも、私は最初 刑事で罪に問うことで前科がつくということが非常に重いことだと信じてやっていたんですねけれども、実際に起訴されて科料九千円を払うというのが記事になつたときに、そんな安い値段だつたら言いたい放題言つて九千円払うというように言われていた人がたくさんいたんですね。なので、前科がつくことが必ず大勢の方にとって重いことではないんだなというのを私はそれで思い知りました。

やはり、九千円の科料というのは軽過ぎると思います。

○只木参考人 御質問にお答えいたします。

全ての犯罪について押しなべて申し上げることはできませんので、二百三十二条の侮辱罪について、今問題となつておりますが、それについてお答えでよろしいでしょうか。

今回、先ほど申しましたように現在のコミュニケーションツールが非常に発達することによつ

て、想像もつかなかつた甚大な被害が瞬時に起こる、そういうことを見て、そして今回の、先ほどから出でている事例のように、取り返しがつかない被害、そういうものを見たときに、現在の拘留、科料では軽過ぎるという判断は十分にあり得るというふうに思つております。

ただし、今回の法改正では拘留、科料というものを残してありますので、今までと同じように、当罰性の低いものについては拘留、科料、ただし、当罰性の重いものについては、今までとは違つて、懲役、禁錮、そして罰金を科す、そういう趣旨だと思いますし、その趣旨については、私は了解可能なではないかというふうに考えております。

以上です。

○趙参考人 全ての犯罪の法定刑がどうかと言われば、私は決して軽いとは思つておりません。今話題になつてゐるこの侮辱罪につきまして、人が亡くなるような事例まで発生しているということを捉えれば、その行為に対する罰として、今の拘留又は科料というのは、それは軽いと感じるのではなくなるような事例まで発生しているのです。私は、自然といふか、そう思います。ですが、ここで問題は、それを、侮辱罪という罪の法定刑を引き上げる、侮辱罪という枠で捉えるべきかどうかということだと思います。

私は、先ほど来申し上げてゐる所おり、今起きているこういった誹謗中傷の問題というのは、侮辱とは別の問題として捉えるべきで、それは適切な刑罰が定められるべきではないかなというふうに考えております。

○神津参考人 重いのか軽いのかということは、私は、一般論としては一概には言えないんだらうというふうに思います。

今日、改めて、じかに、木村参考人がどれだけ苦労されているかということであるとか、起きてしまつた事柄、これは、実際にテレビ番組の制作のスタンスがどうであったのかみたいなことも関わつてゐるので、またこれは実際には複雑ですか

ら、一つ一つの事案について私が云々はできないと思いますが、これは各参考人からもありましたけれども、やはり、料金九千円というのは、それは感情的にもおかしいなというふうに思うのが自然だろうというふうには思います。

ただ一方で、これはいろいろなことに通ると思いますし、鈴木委員からもその種のお話があつたかと思うんですねけれども、要するに、量刑を上げたから全部それで収まるということではないと、思うんですね。だから、本来、リテラシーといふんでしようかね、どうあるべきかみたいなことが、人々の意識の中にきちんと落とされないといけないということだと思いますので、そちらこそがやはり本質的な問題じやないのかなというふうに思ひます。

○鈴木(義委員) 以上で終わります。本日はありがとうございました。
○鈴木委員長 次に、本村伸子君。
○本村委員 日本共産党の本村伸子でございました。
す。

今日は、四人の参考人の皆様、貴重な御意見本当にありがとうございます。
まず最初に、木村響子さんにお伺いをしたいと思ひます。

大変おつらい中、本当に筆舌に尽くし難い御苦労をされながら、ようやつて国会に足を運んでくださいまして、本当にありがとうございます。私からも、木村花さんがあなくなりになられたことを、心からお悔やみ申し上げます。

背景には、番組作成の、非常に不公平な同意書
そして誓約書、思いとは違う演出、そしてイン
ターネット上の誹謗中傷があつたというふうに申
いますけれども、まず、木村花さんが自ら命を絶
たなければならなかつた最大の理由についてどの
ようにお感じになつてゐるか、お聞かせをいただ
ければといふふうに思つております。

○木村参考人 花は、本当にびただしい数のひ
どい誹謗中傷にさらされてしまつたんですねけれど
も、いや、それはよむかといつますと、やはり、

番組の悪意ある編集であつたり、誹謗中傷すらを
利用して、炎上商法のような形で視聴率稼いで
ビジネスとしていた大人たちがいるわけで、そ
ういったメディアの責任でしたり、本当に、今、夢
を持った若い人たちがその夢を人質に取られ、
花の場合もそうですけれども、一方的に誓約書を
書かされ、契約書じゃないです、誓約書です。
私たちはこういうことをしません、こういうことを
をしません、もしした場合には多額の損害賠償が
発生しますという一方的なものに、それを正しく
理解もしていかなかつたと思うんですけれども、判
決を押して、みんな利用されてしまつた。どう
いった誓約書のせいだ、花が番組のことを相談で
きなかつたというのはすごく大きな原因の一つだ
と思います。

今まで本当に、私たち親子、けんかしていくも
何があつても、花は、自分が困つたときには、夜
中であろうが朝であろうが、いつでもすぐ連絡し
てきて、迎えに行つて病院に連れていつたりと
か、そういうこととかもあつたんですけどれど
も、今回のこと、周りに対してほとんどの番組のこ
とを言つていなかつたです。本当に、五月に入つ
て、よつぽどつらかったんだと思うんですけどれど
も、ちらほら語り始めたということです。

そういうこともあつて、誹謗中傷を招いたテレ
ビ局、制作会社は、何もなかつたように今も変わ
らず日々の生活を暮らしていると思うので、本当
に、メディアに対して厳しい法律を是非作つて
いたたかないと、被害に遭うのはやはり夢を持つ
た若い人たちが多いと思うので、是非、芸能関係
の労働条件の方も早急に改善していただきたいと
思います。

○本村委員 ありがとうございます。おつらいお
話だと思いますけれども、本当にありがとうございます。
侮辱、名誉毀損、裁判官によつて判断が違うと
いうことも先ほどお話をされたというふうに思
ますけれども、少し具体的にお話をいただけたら
と思います。

○本村参考人 洽みません、もう一度。
○本村委員 海辱とか名誉毀損、裁判官によつて
判断が違うと先ほどお話をされたと思ひますけわ
ども、その点、お聞かせをいただけたらと思いま
す。

○木村参考人 これは私が裁判を裁判というのではなくて裁判官の人というの本当に何でも御存じないで、正義の味方のような存在だと思っていましたけれども、実際裁判をやってみますと、中には全くSNSのことを御存じない裁判官の方に当たってしまって、本当に、ツイッターとは何かとかいう説明から始めなければいけなかつたりとか、そういうこともござります。

そういった中で、よく一部ではありますけれども、本当にたくさんのお公開、開示をされて、今

開、開示をされた後に、損害賠償の裁判で誹謗中傷と認められずに棄却されていることとも多數あります。それは言葉尻を捉えたようにして、公開、開示はされてしまうのにもかかわらず、その後の損害賠償の裁判で棄却されるという、全くちよつと違った判決が出てしまうことがあります。

その辺もすごく、範囲が広げられるというところで、言葉尻だけを取つて悪用されるといったこと

で、すぐ嫌な言い方ですけれども、「示談金を口頭で受け取った」といふのは、被害者の救済とは反対の方向で悪用されてしまうことが私は本当に危惧しております。

〔本村委員　おいかたもどりこそりあや
誹謗中傷の被害者が泣き寝入りしないでいいとうに、やはりきめ細かく法整備というのには必要だと
いうふうに考えております。

先ほども番組制作会社のお話がありましたが、
ども、プロバイダーなどインターネット業者の問題
題についてはどのようにお感じになつておられる
のか、木村参考人にお願いをしたいと思います。
○木村参考人　いつも裁判で、本当に明らかにひ
どい誹謗中傷の言葉であつても、プロバイダーの
方の干渉止めの方から、これは非傍中傷に当たるな

い、これは意見の範囲内だという反論をされ、それがすごく不思議でしようがなかつたんですねけれども、プロバイダーにはプロバイダーの、何か顧客の情報を持らなくてはいけないということがあるみたいでして。

本当に被害者の速やかな救済のためには、アカウントをつくるときに、情報をひもづけるようなことを義務づけて、みんなが責任を持つて、必ずしも実名でSNSをやる必要はないと思うんですよ、本当に、若い方とか、身の危険が生じてしまうこともあるので、匿名でやるのはすごくいいことだと思います。でも、その人が問題のある発言をしたときに、すぐに特定できるようなものを見か考えていただきたいと思います。

○本村委員 ありがとうございます。

続きまして、只木参考人と趙参考人、そして神津参考人に伺いたいというふうに思います。

侮辱という定義が判例で定まっているのかといふ点、そして、侮辱という概念が曖昧で、例えば北海道警察のやじ排除事件のよくな、政治的言動に適用される危険性があるのではないかということをやはり思うわけですが、その点 改めてお三人にお伺いをしたいと思います。

○只木参考人 御質問ありがとうございます。

では、二点についてお答えいたします。

まず、先ほどから、侮辱というのが曖昧なのではないかという御質問ですが、これは、先ほど申しましたように、判例の蓄積がありますので、ある程度の概念の外延は画されているのではないかというふうに思つております。よろしいでしょうか。

もう一つ、それが政治的に悪用されるのではなくいかについては、その因果関係は私は述べる立場ではありませんので、ただし、そういうことがないように、我々は国民として、国民の一人一人がそれに対してしっかりとチェックしていくかなぎやいけないということは感じております。

以上です。

い、これは意見の範囲内だという反論をされ、それがすごく不思議でしようがなかつたんですけども、プロバイダーにはプロバイダーの、何か顧客の情報を守らなくてはいけないということがあるみたいでして。

かという点につきましては、様々な裁判例が積み重ねられていて、ある程度は固まつてはいると思いますが、なおも曖昧なものであることは変わらないと思います。

二点目の、北海道でのやじ排除事件などに適用される危険という御質問ですけれども、まさにそういう危険があるんだと思います。

このやじ排除事件というのは、恐らく、そもそも侮辱に当たるかどうか曖昧なような発言に対して警察が排除した、そういう事件だと承知しておりますけれども、まさにそういうふうに、政権が何か言おうとしている、権力者が何か言おうとしているときに、それを排除するという動きは今この世の中ですらやはりあるわけですから、この侮辱というものがそういうふうに用いられる危険があるということをこの北海道の事例などは実際に示しているのではないかというふうに思いました。

○神津参考人 判例については、正直言つて私も余りよく承知しておりませんので、今、お二人の参考人のお話を聞いていただければというふうに思います。

関連して、私の持つている感じで申し述べますと、これは最初に趙参考人がおっしゃった中になりましたように、元々、侮辱罪の淵源といいますか、明治時代に始まつて、これも私なりの表現ですけれども、お上が取り締まるための法律であつて、一般大衆がひどい物の言い方をするのを取り締まるのにできた法律であったところが、しかし、戦後敗戦、民主化を経て、名譽毀損罪と侮辱罪とそれぞれがあるという中で、侮辱罪といふのは、この比較においては、余り重い量刑を科すようなものと位置づけられてはいなかつたという方にはあればれども、そういう程度のものであつたということだと思います。

したがつて、SNSにおける匿名のそういう罵詈讒謗、心の内面を笑くような、そういうしたことに対応するということには余りにも私は無理があるといふものではないのかなどということは申し上

げておきたいなと思います。

○本村委員 ありがとうございます。

次に、只木参考人と趙参考人にお伺いをしたい

というふうに思います。

今回の法案の拘禁刑との関係、作業、指導を強制被拘禁者処遇最低基準規則、通称ネルソン・マンデラ・ルールズというものについての御認識と、

いうふうに思います。

最近でも、受刑者の医療の問題について、これがマンデラ・ルールズに抵触しているということ、最高裁判所が国の措置が違法だと判断したケースがありました。ですので、こういった国際的な基準に沿つた刑罰の在り方が求められるべきだと思います。

今回の改正案とマンデラ・ルールズとの関係については私は承知しておりませんので、なかなかわかりませんが、その点、御見解を伺いたいと思います。

○只木参考人 マンデラ・ルールについては存じ上げております。ただ、今回の法の趣旨は、あくまで、改善更生を図るということに力点があるものであります。

作業は、職業上有用な知識、技能を習得させるものですし、改善指導は犯罪の責任を自覚させるもの、教科指導は社会生活の基礎となる学力を身につけさせるものであります。いずれも、受刑者の改善更生、再犯防止を図る観点から重要な処遇方法であり、個々の受刑者の問題性に応じて必要な要と認められる場合には、その実施を専ら受刑者の意思に委ねるのではない、委ねることは適当ではないという考え方に基づいているんだと思います。

○鈴木委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考の方々には、貴重な御意見をお述べいただき、誠にありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。（拍手）

次回は、明二十七日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一分散会

刑罰といいますのは、応報刑と同時に、一般予防、特別予防を課すというのが現在の一般的な見解、つまり、相対的応報刑といいますのは、応報刑の枠の中で一般予防を目指すものであります。

そこで考えますに、今回、特別予防のために課すもの、作業といふのは、あるいは指導もそうですが、再犯防止と、いう特別予防のために課すもの、特別予防といふ、刑罰の目的を実現する上で必要かつ重要なものとして課すものでありますから、マンデラ・ルールに反するものではないというふうに考えております。

○趙参考人 日本の今の刑務所なりの受刑施設での処遇が国際的な基準であるマンデラ・ルールに適合していない部分があるのでないかというこ